

平成 23 年 4 月 1 日

令和 4 年 2 月 16 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市放課後児童健全育成事業費補助金
補助金の交付目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の需要を満たし、及びその利用を促進するため補助金を交付する。
補助金の交付対象者	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年条例第 63 号）に適合する社会福祉法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙（以下、「要綱別紙」という。）の第 4 欄に掲げる経費とする。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、要綱別紙「第 1 欄」放課後児童健全育成事業の「第 2 欄」の各区分ごとに、「第 3 欄」に定める基準額（第 3 欄「1 放課後児童健全育成事業」に定める基準額に、別紙「児童 1 人につき登録料及び保育料の減額又は免除する場合の補填」に定める減免額を合計）と、要綱別紙「第 4 欄」に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
補助金交付事業の開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
補助金交付事業の終了時期	放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の交付措置が終了するに至ったとき

様式	大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） 添付書類 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（様式第 3 号） 添付書類 ・ 事業報告書 ・ 収支決算書 大津市放課後児童健全育成事業費補助金確定通知書（様式第 4 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金交付請求書（様式第 5 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助金事前交付請求書（様式第 6 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請書（様式第 7 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認決定通知書（様式第 8 号） 大津市放課後児童健全育成事業費補助変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 9 号）
担当部署	大津市こども未来部児童クラブ課

別紙

児童 1 人につき登録料及び保育料の減額又は免除する場合の補填

減額・免除の内容	補助金額
① 保護者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者への登録料及び保育料の減額又は免除	登録料 10,000 円 保育料(月額) ①通年入所 10,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料減免額 ただし、補助事業者の保育料等が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料等の額を補助金額とする。
② ①に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者への減額 ※ ひとり親家庭等とは、母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定による認定(母子認定・父子認定)を受けた者	保育料(月額) ①通年入所 2,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 1/5 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額を補助金額とする。
③ 児童が兄弟姉妹で 2 人以上クラブに通所登録している者への減額	最年少児童以外の兄姉の保育料(月額) ①通年入所 2,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料の 1/5 に相当する額 ただし、補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料の 1/5 に相当する額を補助金額とする。
④ 児童が負傷、疾病又はいわゆる不登校により全月(長期休業期間保育等の場合は当該期間)にわたって欠席した者への減額又は免除	当該月分(長期休業期間の場合は当該期間)の保育料 ①通年入所 10,000 円 ②長期休業期間保育等 大津市立児童クラブの長期休業期間保育等における保育料減免額 ただし、補助事業者の保育料等が上記の額を下回る場合、当該補助事業者の保育料等の額を補助金額とする。

別紙 (放課後児童健全育成事業を抜粋)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $4,615,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $6,939,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 27,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $6,939,000円$ (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）	

		6,939,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×85,000円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,740,000円 イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×28,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×28,000円 エ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円 (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 ×324,000円 （2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特 例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,327,000円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×28,000円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 720,000円 ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下 「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等 1 名配置とした場合の利用		
--	--	--	--	--

		児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,794,000\text{円} - (19\text{人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 30,000\text{円}$ (ロ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $5,117,000\text{円} - (36\text{人} - \text{支援の単位を構成する児童数}) \times 27,000\text{円}$ (ハ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 $5,117,000\text{円}$ (ニ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $5,117,000\text{円} - (\text{支援の単位を構成する児童の数} - 45\text{人}) \times 85,000\text{円}$ (ホ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $2,917,000\text{円}$ イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額） $(\text{年間開所日数} - 250\text{日}) \times 21,000\text{円}$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(\text{上記要件に該当する開所日数}) \times 21,000\text{円}$ エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） (イ) 平日分（18時半を超えて開所する場合） $「18\text{時半を超える時間}」の年間平均時間数 \times 449,000\text{円}$ (ロ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） $「1\text{日}8\text{時間を超える時間}」の年間平均時間 \times 202,000\text{円}$		
--	--	---	--	--

		(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,356,000円 (イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 1,881,000 円 イ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×21,000 円 ウ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 449,000円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。 ※ 通常、放課後児童支援員 1 名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員 1 名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額（1 支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,629,000 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数） ×29,000 円 (イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,301,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数） ×27,000 円 (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,301,000円 (エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,301,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人） ×71,000 円 (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円 イ 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）	
--	--	---	--

		(年間開所日数－250日) × 17,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000円 (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特 例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,658,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,782,000円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 298,000円 ④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前 に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分) 1 ③又は⑤に基づいた基準額を適用する。	
--	--	---	--

	(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,993,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 32,000円$ (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,623,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,623,000円 (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,623,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 79,000円$ (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $2,565,000円$ イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) $(年間開所日数 - 250日) \times 20,000円$ (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 20,000円$ エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) $「18時半を超える時間」の年間平均時間数 \times 376,000円$ (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) $「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 \times 169,000円$ (2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分) ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,825,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円 イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	
--	--	--

		(上記要件に該当する開所日数) × 20,000円 ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 376,000円 ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所 ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額) (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 30,000円 (ロ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,681,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 28,000円 (ハ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,681,000円 (ニ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,681,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 62,000円 (ホ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円 イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × 16,000円 (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16,000円 エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額) (イ) 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 201,000円 (ロ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 91,000円	
--	--	--	--

		(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア 基本額（1支援の単位当たり年額） (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,023,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円 イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数） × 16,000円 ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 201,000円 ⑥「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添1の11（3）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1支援の単位当たり年額） 747,000円 ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。 ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府		
--	--	--	--	--

		県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。		
		2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額） （1）放課後児童クラブ設置促進事業 ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円 （2）放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合 （ア）小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 （イ）幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 エ 局長通知別添2の3（2）⑤に定める事業を実施する場合 （分室に設置する1支援の単位当たり年額） 600,000円 （3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	

	(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。		
	3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額） (1) 障害児受入推進事業 2,232,000円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3,374,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,163,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 581,000円 ※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業（一般分）	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額） (1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,829,000円 (2) (1) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,330,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、	

			期末勤 勉手 当、通 勤手 当）、 共済費 （社会 保険 料）、 賃金、 委託料 及び補 助金）	
		2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額） （1）障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,232,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,232,000円 (イ)職員を2人以上配置 4,464,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,232,000円 (イ)職員を2人配置 4,464,000円 (ウ)職員を3人以上配置 6,696,000円 （2）医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これ を1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準 額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）と する。	障害児 受入強 化推進 事業の 実施に 必要な 経費	
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 697,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを 1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額	小規模 放課後 児童ク ラブ支 援事業	

		に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	の実施に必要な経費	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1 事業所当たり年額 1,423,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1 支援の単位当たり年額 1,568,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 1 事業所当たり年額 300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために	放課後児童クラブ利	

	必要となる費用を補助 1 市町村当たり年額4,433,000円 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	用調整 支援事業の実施に必要な経費
	8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1 支援の単位当たり月額280,000円	災害時 放課後 児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費
放課後 児童健全育成事業 (その他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額 （1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり131,000円 （2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり263,000円 （3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり394,000円 ※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後 児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、

			共済費 (社会 保険 料)、 賃金、 委託料 及び補 助金)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業 （月額 9,000 円相当 賃金改 善）の 実施に 必要な 経費	